

<講演>現代社会と移民・マイノリティ研究： 日本とヨーロッパを比較して

MIYAJIMA, Takashi / 宮島, 喬

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

647・648

(開始ページ / Start Page)

35

(終了ページ / End Page)

47

(発行年 / Year)

2012-09-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008922>

現代社会と移民・マイノリティ研究

—日本とヨーロッパを比較して

宮島 喬

はじめに

只今ご紹介いただきました宮島喬です。この1年間、客員研究員として大原社研で勉強をさせていただきました。有用な資料・文献が多く、大変ありがたく思っております。本日は、与えられました演題でお話をいたします。

一新聞の求めに応じて、多文化共生の心を語るという趣旨のインタビューに答えまして、本日そのコピー〔「築こう多文化共生社会 宮島喬さんに聞く」『日本経済新聞』2012年2月18日付夕刊〕が配布されています。「心」を語れということでしたが、自分のへてきた経験を尋ねられるままに話したにすぎません。それでも、私がどんな問題に出遭い、考えてきたかは、これを読むとだいたい分かっていただけるのではないかと思います。フランスの社会学理論の研究が私の出発点ですが、現実にフランス社会に触れて非常に触発されるものが多かった。そのなかで、移民やマイノリティの研究が始まりました。

そこから振り返ってみると、自分の生い立ちのなかにもそういうものに関心を向けさせる何かがあるかも知れません。私は、戦後の混乱の時期に横浜市に育ち、20代半ばまで住んでおりました。当時の横浜はまさに基地の町でありまして、日常アメリカ兵と接することは多く、大学入学後、頼まれて、アメリカ駐留軍の一将校に日本語を教えるアルバイトをやりました。いわゆる安保闘争の余燼冷めやらぬ頃ですから、多少の議論をしながらですが、このインテリの将校からは率直な日本観などを聞くことができ、得がたい経験をいたしました。

また伯父の一人が戦前に移民となり外国に定住していて、戦争直後の非常に貧しい頃、日本では人々が飢えていると聞いたらしく、父宛の手紙の中にドル紙幣をしのばせてくれたとか、子どものための上等な下着を送ってくれたとか、そんなことを聞きました。食うや食わずの戦後期に、海外に出た移民から援助を受けてありがたく感じた日本人もいたというわけです。そんなこともあり、

1940年東京生まれ。67年東京大学大学院社会学研究科博士課程中退。お茶の水女子大学教授、立教大学教授、法政大学大学院教授を歴任。

*編集注：本稿は、2012年2月22日（水）に開催された大原社会問題研究所研究員総会における講演の記録である。

比較的国際的にもものを見たり感じたりする環境のなかにあったといえましょう。

1 社会学徒としての視点

私は社会学を専門としておりまして、それとの関連でどういう視点に立って移民マイノリティなどの問題を捉えてきたかを、これまた振り返りつつ最初に述べたいと思います。

日本では労働大臣が1960年代から、「我が国は外国人労働者を受け入れない」ということを、たびたび表明してきました。「日本人純血主義」というと語弊があるかもしれませんが、特に労働現場ではそういう考え方が強かった。そしてしばしば「ヨーロッパでは外国人労働者を受け入れ、失敗したのだ」という議論も行われた。だから日本は軽々に受け入れるべきではない、と。果たしてそうだろうか、これには疑問を感じました。

友人で国際社会学専攻の小倉充夫氏（津田塾大）がよく問題としていたのは、「一国の発展や開発は一国主義で可能なのか」ということです。そのことに関して社会的な疑問を私も持っていました。日本は輸出大国として集中豪雨的な輸出もしてきて、そのような形で経済の国際化を進めました。しかし自国の労働資源のみで対応する、そういう閉鎖的な思考方法でいいのだろうか。いずれそういう形では発展の壁に突き当たるのではないかと考えてきました。

1980年代後半、「開国か鎖国か」というキャッチフレーズの下、外国人労働者受け入れの是非の議論が起こったときに、背中を押されるようにそれに関わらせられました。89年に『外国人労働者迎え入れの論理』（明石書店）という小さな本を著したためです。国際移動する労働力は確かに商品です。しかし需要 - 供給の法則に従って扱えるものなのか、扱ってよいものなのか。雇用調整の手段として短期受け入れに限る、コストがかかるから家族帯同は禁止、といった経済界の意見とは議論せざるをえませんでした。上の本では、商品である外国人労働力も、それを担っているのは人間であり、社会的つながりや、文化的つながりをもったヒトである以上、市場原理一本で割り切り、導入したり排除することはできないだろう、と論じました。

また社会的な経験主義からして、足下の日本社会の中にいる定住外国人、在日韓国・朝鮮人には目をふさぎ、今から新たに外国人を受け入れる、受け入れないを論じるのはおかしいと感じていました。たまたま神奈川県が当時の長洲一二知事の下で「民際外交」を唱え、「内なる国際化」の認識のため、1984年に全県からのサンプリングにより定住外国人の調査を行いました。のちに『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人』として明石書店から出版されますが、この調査で、多くのことを教えられました。民族語を話せると答えた韓国、朝鮮人は4割弱、職業については卸、小売、サービスなどが約6割、内訳は飲食店、廃品回収、古物商、遊技場（多くがパチンコ屋さん）でした。神奈川県のことですから日本の大企業のホワイトカラー、ブルーカラーがいてもよさそうなのですが、目だって少なかった。つまり差別され排除されていたということですね。こういう未解決の問題があることも改めてこの時期に確認しました。

もう一つ、社会学の立場からは、労働者を受け入れずに労働力だけを受け入れることが可能なのかという初歩的疑問があった。当時、経済界はよく労働力を受け入れると言い、労働者という「ヒト」をあまり見ていなかった。しかし労働者も人である以上、家族をどうするのか、医療をどうす

るのか。子どもを伴ってくれば、その子どもの教育をどうするのかという問題が生まれます。しかし当時の議論の中ではほとんど提起されなかった。私はそうした問題について発言をしたのですが、この頃には孤立していました。やがて日系ブラジル人たちが子どもを伴ってやってくると、それから以降は問題として認識されるようになりましてけれども。ヨーロッパでも、社会的統合の政策は後手に回りましたが、80年代以降は移民をめぐる主な課題が家族、住宅、医療、教育ということになってきていました。

いま一つ気づいていたことは、移民の研究はマイノリティの研究と切り離せないということで、これも社会学的な眼に映ることです。例えば外国人労働者を労働市場の中だけで、職場の中だけでその存在を捉えるのは一つの抽象にすぎないわけで、その人々が家族を伴っている（または呼び寄せる）となると、たいてい滞在は短期には終わらない。やがて定住の形をとり、二世世も誕生する。そうなる、これは「マイノリティ」と呼ぶにふさわしい存在になってきます。日系南米人については90年代半ばからそういう見方が必要だと感じていました。

やや脱線しますが、ネイティブと見なされるマイノリティも、歴史をたどると、古い移民であることは少なくありません。その最たる例は西ヨーロッパのユダヤ系の人たちです。18、19世紀にドイツやポーランドから移住した人が多く、私が専門的に研究した社会学者エミール・デュルケムも、祖先はドイツから移住しフランス東部に定住したラビでした。他にも、フランスの中のマイノリティですぐ後に触れるブルトン人は、中世にブリテン島から移住してきた民族が基礎となっているので、この名で呼ばれます。在英アイリッシュの場合もご存じのとおりです。今ではアイリッシュをもうイギリス人一般と区別しない傾向もありますが、歴史はちがいます。彼らは「大飢饉（グレート・ファミン）」が島を襲った19世紀半ば、またその後、貧しさと苦難から土地を離れた人々をかなり含んでいます。

したがって現在イギリス、ドイツやフランス社会の移民の子どもたち二世を、もはや移民とよばず、「エスニック・マイノリティ」と呼んでもいいだろうと考えています。当然日本でも、二世、三世の在日コリアンはそうでしょう。マイノリティについては、経済的なプッシュプル図式による研究は不適であり、文化変容や社会化に重点を置く社会学的な研究の対象となりましょう。そんなことを前置きとし、ヨーロッパの移民・マイノリティ問題という本題に入ります。

2 地域不均等発展とナショナル・マイノリティ

—70年代、80年代ヨーロッパの経験

私自身は日本の中で外国人労働者に触れる前に、ヨーロッパでこの問題にぶつかり、知りたいという関心もそこから始まっています。フランスに参りまして、パリやマルセイユの街を歩くと、到るところで肌の色のちがう移民とわかる人々が立ち働いていて、建設現場や清掃作業では彼らがマジョリティをなしている。初めてフランスの土を踏んだ40年以上前これは驚きでして、彼らがどういう条件の下に置かれているかは大きな問題であると認識しましたが、当時移民たち自身は沈黙の集団でした。

それに対し、より印象深かったのは、ナショナル・マイノリティと呼びうるような人々の存在と

運動にぶつかったことでした。そこから始めたいと思います。

ブルターニュの地域主義運動

フランスの中の相対的低開発地域のブルターニュで紛争が広がるのは1972年から73年でした。私は留学先の関係でトゥールに住んでいまして、トゥレーヌ地方の隣がブルターニュ地方でしたから、同地方の出来事やニュースはどんどん伝わってきます。ブルターニュのサン＝ブリュー市にある継手の製造企業ジョアン・フランセ社の工場でストライキが起こった。そしてこのときに地域一円にブルターニュの住民たちが動くという、いわゆる地域ぐるみの闘争になったわけです。これは同工場で働いている地元の労働者たちの賃金が、パリの本社の労働者に比べて2割が安いことが問題の発端で、そこから争議が始まります。

これに敏感に反応して、農民や漁民たちが支援に駆けつけてきた。点で始まった労組の運動が、面の運動（地域一円の運動）に拡大しました。私もサン＝ブリューに足を運びまして、この紛争のなかで民族的シンボルであるブルターニュ語（ケルト系言語）で、スローガンが大書され、叫ばれ、運動参加者たちを鼓舞していたのを知りました。これをわが目でも確かめまして、社会経済的な運動の新しい形だと感じました。

著名な社会学者のアラン・トゥレーヌは、ちょうどこの頃に、「新しい社会運動」の理論を展開していて、経済的・地域的な要求をアイデンティティの要求と結び付けることによって活性化する企てに注目していました。このブルターニュ運動も一つのモデルだったようです。

南仏の地域運動と民族アイデンティティ——ブドウ栽培農民の「反乱」

それから数年後、南フランスのラングドック地方で、ブドウ栽培農民の「反乱」と呼ばれる運動が起こります。ヨーロッパの市場統合が進み、関税が撤廃されるなかで、安いイタリアワインがフランスにもどんどん輸入されてくる。それに対し、テーブルワインを生産しているこの地方の農民たちが、危機感を募らせ、ワインの輸入阻止をうたい国道をバリケードで封鎖し、駆けつけた機動隊と激しく衝突し、死者を出すという事件が1976年に起こりました。

ここでも南仏の地域住民は反応を示し、民族シンボルが登場し、「われわれのくにを守れ」といったスローガンが南仏語（オック語）で大書されます。そして私は運動の後にですが、モンペリエ他に足を運びまして、「オクシタニー」（オック語のくに）という呼称が使われ、ポピュラーになり、アイデンティティを呼び覚まされたと言語の住民にも出会いました。運動は反EU、そして結局は政府の保護を要求する運動になりますが、農民やその他住民たちの地域自立への運動の芽もみられました（後の新しい銘柄ワイン「ペイ・ドック」の開発など）。

トゥレーヌはその際、自分の研究チームを率いて駆けつけ、運動を支援しながら分析をするというユニークな試みを展開します。その成果が一書にまとめられまして、頼まれて、翻訳は私がいたしました（『現代国家と地域闘争——フランスとオクシタニー』新泉社、1984年）。

周辺地域の低開発とナショナリズム

フランスでもイギリスでも周辺のマイノリティ民族地域の低開発とそれに根ざす地域主義の運動

がみられたわけですが、これをどういう理論で説明するか。「内部植民地主義」（internal colonialism）。これはマイケル・ヘクターなど社会学者が唱えた理論で、中核文化による周辺文化の支配、従属化によって周辺民族地域の開発が抑えられるとするもので、70年代にはイギリスでもフランスでもこれを支持する意見はありました。ウェールズ、コルシカ、ブルターニュがその例に挙げられた。または「工業解体」（*désindustrialisation*）。かつて工業が成立していながら（プロト工業化）、産業革命や貿易衰退により工業が凋落してしまったとする説明です。地中海地域にはこうした理論を支持する研究者が多かったです。さらには、ブルジョアジーの転向、裏切りのせいだとする。地域の支配・指導層だった上層市民が母語を捨てて、マジョリティ言語に切り替えてしまったため、地域の固有文化を衰退させる役割をしたのだとする批判です。

いずれが正しいかは個々に実証研究によって判断していかねばなりません。こういう議論が当時ヨーロッパの周辺地域で行われていたこと、それだけナショナル・マイノリティの人々が自分たちの要求を理論化しようとして、その意気込みにはなみなならぬものがあったことは強調しておきたい。

拙著『ヨーロッパ市民の誕生』（岩波新書、2006年）の中では、ヨーロッパのナショナル・マイノリティの研究を行ってどういう問題に気がついたかを、少し論じてみました。ヨーロッパ的観念でいうナショナル・マイノリティは日本に存在しないと言い切れるだろうか。例えば沖縄は、フランスにとってのコルシカの位置と類似する点が少なくない。その歴史はいうにおよばず、現在でも独自の文化と独自のアイデンティティをもち、沖縄社会大衆党のような独自政党ももつ。今後の沖縄の発展はもっぱら日本の中でのというより、台湾、中国、ハワイなどとの独自の関係の形成を志向することになるかもしれないが、それはヨーロッパの例から見ると当然の多元発展と見なされる、と書きました。以上はヨーロッパ研究からの私の認識で、そういう見方も必要だと思っています。

3 ヨーロッパの移民受け入れの政策とその困難、矛盾

今まではナショナル・マイノリティについてお話ししましたが、本日の中心のテーマ、移民の問題に視点を移します。

戦後、ヨーロッパ経済の速やかな再建は至上目的とされました。敗戦ドイツを除くと、ヨーロッパのなかで特に産業破壊と人口欠損が大きかったのはフランスですから、外国人労働者の受け入れ政策が早速策定されます。それが1945年11月2日の政令（オルドナンス）といわれるもので、これが最近まで生きていました。同政令は、公正の原理を比較的重視し、民間あっせん業者による受け入れを禁じ、国の受け入れ機関（新設の移民庁）を通さねばならないとしました。また民族や出身国の恣意的な選別をしてはならないという原則に立ちます。当時は戦時下の対独レジスタンスの名残があり、政府を構成した共産党、社会党（SFIO）などは、民族差別は避けるべきだという考えに立っていました。事実、政令では、人種や出身国を定めこういう人々を優先的に受け入れるとといったことは述べていません。ただ、植民地原住民はフランス国籍だったため、移民庁を通さず、大量に入ってくるようになり、その代表はアルジェリア人でした。後にドイツが受け入れ政策をつくるときにも、やはり国の機関である連邦雇用庁を通しての受け入れが大原則とされました。

ただし、住宅などインフラの整備が不十分なまま受け入れた。これはやはり問題でした。パリのインナーシティの移民街の写真をかかげますが、これは1980年代に写したもので70年代まではもっとひどい掘っ立て小屋の移民スラムがパリ市内にみられたものです。ヨーロッパ系移民は、そういうところに住むのは好みません。そこでイタリア系、スペイン系などはそれほど増えず、アルジェリア系の移民がこれらの住民として増える結果となりました。のち、80年代にパリの郊外に低家賃の集合住宅が大量に建設されるまで、「ビドンヴィル」は、フランスの移民の生活のミゼールを象徴するものでして（「ビドン」とはブリキの意味）、その主な住人といえばアルジェリア人でした。



(パリのインナーシティの移民多住街)

なお、民族選別はしないとしましたが、職種と熟練については別で、国外での向仏移民の募集では実際には不熟練及び半熟練労働に就く者に限定がなされ、健康診断を必ず行って頑健な肉体をもつ者のみが受け入れられたのでした。また、フランスに限らず、ヨーロッパの受け入れは資格主義といきましょうか、ディプロマ次第で、つまり学校を卒業時にどのような修了証を持っているかということで労働の格付けが決まります。入職時に個別企業が入念な教育・研修をすることはなく、いきなり職場に配置される、昇進もないというのが一般的だった。そのためフランスで教育を受けていない一世の移民のほとんどは、いちばん低い資格で働く形になります。

ただ、日本の現状と違う点は、基幹産業の大企業の本工に採用される可能性があった点です。例えばルノー、シトロエン、プジョーなどの自動車企業の本体が雇用し、工場のラインに立たせることは普通だった。それに対して日本では、日系ブラジル人などは自動車産業のかなりの規模の所で働きますが、いずれも下請企業です。その上しばしば間接雇用です。トヨタや日産やホンダの本体には外国人労働者はおりません。ヨーロッパでは労働組合があり、労組が外国人労働者も組織化しますから、平等を重視し、本工として採用することを監視しています。これは日本との違いで、私には印象深かったことです。

なお、経済高度成長期の労働力不足のはなはだしい時期、国の機関による独占受け入れは形骸化せざるをえなかった。つまり国の機関を通して受け入れると時間がかかるというので、民間斡旋業者を通して不法にリクルートし、受け入れてしまう。そのあとで当局に正規化を求める。こういう形で国家機関を通してのヨーロッパ的な受け入れは、だんだん機能しなくなり、レセ・フェールになってしまったといわれます。しかし民間あっせん業者（派遣業者）による受け入れは、日本やア

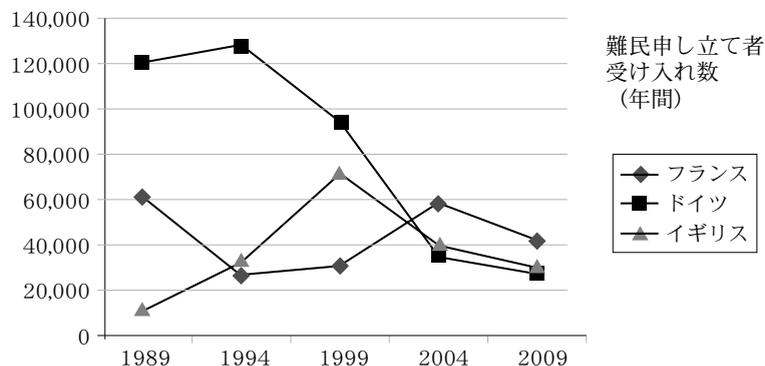
ジア諸国におけるような正当性はありませんから、そこにも一定の節度はあったように思います。

4 人道的受け入れ、社会的統合政策へ

もう一つ、外国・移民労働者の研究者が無視する傾向がある難民受け入れに関して触れなければなりません。

実は難民受け入れは、ヨーロッパの場合には、外国人を受け入れる今一つの大きな入口、ゲートであるのです。じっさい、ドイツやフランスは、難民の認定は、1950年代に国連を舞台につくられたいわゆる「難民条約」のみによらず、自国の憲法の規定でも行ってきました。日本はようやく80年代に批准したこの難民条約のみに準拠するという姿勢ですが、ドイツの場合は有名な連邦基本法第16条、フランスの憲法では第53条があります。多少内容が違いますが、政治的な迫害を受け、国外にある者で、庇護を求める者には庇護を提供するという原則をうたっている。その考え方は、必要な労働力を受け入れる労働者受け入れと異なり、人道的な受け入れであるという点にある。管轄も移民庁や連邦雇用庁ではなく、より中立的な難民審査機関（フランスでは難民無国籍者保護庁、ドイツでは難民認定庁）です。日本では、ご存知のように難民受け入れの人道的意義への理解が不十分な上、制度的にも中立的な審査機関をもっていません。

グラフは仏、英、独の難民申し立て者の受け入れ数の推移を示したもので、90年代前半をピークに減っているが、それでも数は決して少なくない。



フランスの場合2009年には約4万人とありますが、毎年このようなオーダーで受け入れられる申し立て者は、審査の結果大半は難民認定までいらず却下される傾向にあります。しかし「難民不送還」*non refoulement*の原則もあり、強制的に国外に退去させることは少なく、不服申し立てや訴訟の道もあるため、結局は多くが国内にとどまり、やがて正規化されていくのがこれまでの経過でした。こうして難民申請から移民へ、そして移民労働者へという道は事実上存在し、ヨーロッパ諸国が移民大国化せざるをえない理由となります。独、仏、英等の移民の何割かはこのゲートから迎えられた人々なのです。人道的国際貢献義務にいま一つ消極的であった日本との違いは大きい。

受け入れ抑制から統合政策の重視へ

そして移民の統合政策がヨーロッパでは70年代後半から重視されていきます。オイルショック(73~74年)が起こると、外国人労働者の定住化が進んだ。なぜか。オイルショック後の雇用状況悪化のなかで、主要国は新規外国人労働者受け入れを停止します。彼らを帰国させるための帰国奨励政策さえとられますが、しかし政策としては失敗します。彼ら労働者は、いったん帰国すれば再び出稼ぎに来るのは不可能だろう、と判断し、定住の決意を固めるからです。ホスト国も、その定住を認めざるをえない。ドイツのトルコ人、フランスのアルジェリア人などは以後、多くが定住移民に変わります。

次に何が起こるか。母国から家族を呼び寄せたいという要求が、定住をした外国人から起こってきます。これは大きな問題であり、西欧諸国は最初はノーだとしてきました。外国人労働者を削減するのにその家族を認めれば、妻や子どもたちはいずれは労働市場に入ってきて、国内の労働市場を圧迫するとみられたからです。しかしヨーロッパは、ノーで押し切るとはむずかしい。欧州人権条約は家族生活の権利を、国際人権規約は家族再結合の権利を認めています。これを拒めるか。フランスの有力な移民支援団体GISTI(移民情報支援集団)などは、家族の呼び寄せは人道的に判断すべきことで、これを認めるべきだというキャンペーンを展開し、政府を動かします。そしてフランス政府は、76年に認める決定をしました。その前に司法の側が、認めるべしという判決を出したことが大きかったのですが。これはおそらくNGOが国の移民政策に重要な介入をした初めてのケースではないかと思われます。

以後、外国人労働者の家族の呼び寄せは権利であると考えられるようになり、これにより移民の性格が変わってきました。家族移民化の始まりです。それまではアルジェリア人やトルコ人の多くは単身でしたが、妻子がやって来る、さらに子どもが生まれるというわけで、単身男子が移民人口の中心だったのが、瞬く間に男性と女性の比が接近し、移民家族が形成されることになりました。この定住化を日本では、外国人労働者政策の「失敗」と言うかもしれません。しかし外国人労働者の扱いを功利主義とコストの論理だけでは進められないところに、ヨーロッパの成熟した人の受け入れの論理があるともいえましょう。

国籍法改正も進める

いくつかの国は入管法や国籍法等の改正を行います。“immigration country”であることを自ら認めるならば、制度を変えなければいけないというヨーロッパ的合理主義の現れでしょう。長期滞在ビザを創設し、国籍法に出生地主義を導入する。ベルギー、オランダ、ドイツでは、その国に生まれた外国人の子どもに、(一定の条件が必要ですが)、ほぼ自動的に国籍が与えられるという制度改革を行った。さらに法改正をして地方参政権を認めます。スウェーデン、オランダ、デンマーク、アイルランド、ベルギーなどがその例です。

こういうステップは日本ではなかなか進みません。日本の国籍法は、まだ血統主義中心で、日本で出生した外国人の子どもたちもなかなか安定した滞在保障がえられません。永住外国人に地方選挙への参加を認めても違憲ではないという見解が1995年に最高裁で示されましたが、その立法はなかなか実現しそうにありません。ヨーロッパの国々はそこをステップを踏んで変えていくわけで

す。これは欧州人権条約、国際人権規約、EU法などを国内法に連動させなければいけないという考え方にもよるものです。欧州人権条約はご存じの方は多いと思いますが、同条約は、それを法源とする人権裁判所をもっていて、締約国に居住していれば外国人でも移民でもここに訴える権利があり、人権原理に基づいた判決を得、権利を実現することができるのです。

5 ヨーロッパの移民政策の変化：選別と同化

ところで、今世紀に入りヨーロッパでは外国人人口の増え方にやや異変が生じ、驚くべきことには、09年の数字ではスペインでは外国人の数が560万人、イタリアでは420万人と急増がみられます。スペインやイタリアと言えば、昔は移民が外へ出ていく国でしたが、今では外国人大国になっています。それに引き換え、ドイツは670万人、フランス370万人で、むしろ減少か横ばいです。ドイツやフランスでは入国が多いことは相変わらずなのですが、帰化も非常に多いために、外国人の数が増えないということです。

しかし、90年代後半から、メディアのセンセーショナルな報道もあって、外国人・移民が「過多」だとする感情が強くなってきました。そして難民受け入れ大国だったドイツもしばらく前にその政策変更を行っていた。すなわち1993年、基本法を改正して、第16条に追加の規定を行い、もはや安全で難民が生まれにくい国々からやってきた外国人、また安全な国を経由してきた外国人には庇護の権利を認めないとしたのです。そしてほとんどの東欧の国々をここに含めてしまいました。

さらにフランスの場合を見ても、脱工業化に伴ってサービス経済中心となり、労働組合が弱体化して、組織率が2割を切るほどに下がってしまった。反移民や反外国人をかかげる極右勢力「国民戦線」(FN)がこの国にはありますが、そうした宣伝に十分抵抗できるだけの力が、労働組合や政党の側になくなりつつあるとも言われています。

2000年代になりますと、新しい移民法がドイツ、フランス、オランダでもつくられます。だいたいこれは中道右派ないし保守の政権の下ですが、ドイツは社民党系のシュレーダー政権の頃でした。どういう特徴があるかという、IT技術者など高度技能者、専門職の受け入れを図ろうというもので、グローバリゼーション下での自国産業の競争力強化をねらってでした。反面、家族移民は制限することを方針化した国が多い。これは70年代から家族移民が増加したことを問題視し、制限をかけようとするものです。

移民の選別：同化と高技能者優遇

フランスでは、2006年の「選別移民法」と俗に呼ばれる新法がこれに当たり、1945年11月2日政令からの一大方向転換を画したといわれます。新法後、フランスは、「経済移民」を5割以上にするという方針を打ち出し、さらに家族移民を制限する間接的手段とみられますが、フランス語やフランス社会の知識の習得を義務化したり、あらかじめそのテストをし、入国制限をもするようになりました。ドイツやオランダでも同じことが始まります。奇妙な状況も生まれている。ITなど高度技能外国人が入国する時は条件はゆるやかで、たとえばインド人のIT技術者にはフランス語を学べ、なんて言いません。彼らは英語でよろしい。しかしモロッコ人、トルコ人、セネガル人等々

が家族を呼び寄せる時には、フランス語、フランスについての知識がどうなのかという条件が課されるのです。ですから、エリートではない一般の移民には、ずいぶん同化への締め付けが厳しくなり、入国が困難になり、不公平な受け入れ政策になっていると感じられています。日本人がフランス内の公私の事業所に勤務するためにビザを申請する場合、フランス語習得が義務づけられるはずですが、日本政府と外交上の交渉があったのでしょうか、これは免れているようです。一種の特別扱いがされるわけです。

また、正規化も最近はなかなか難しくなってきました。正規ではない何らかの方法で入国し、雇用に就き、一定期間を経て、当局に申請して正規化してもらおうという従来の人道的な扱いに期待していた者も、その道が狭くなり、救済されなくなってきました。フランス語で「サン・パピエ」(undocumentedという意味)と呼ばれる、以前なら「正規化候補者」という意味あいでも語られた移民たちも、今では慢性的に不安と劣悪な地位を強いられる存在になっているのではないかとされています。

移民受け入れの人道的な側面の後退も指摘せざるをえません。この人道的な側面とは、その中心は庇護申請者の保護ですが、先ほどの家族呼び寄せもそうなら、サン・パピエの正規化もそうです。これらを制限し、有用な移民、経済に貢献する移民の受け入れを、ということ露骨に政府の側が言うようになりました。フランスのNGOなどは危機感を燃やし、ヨーロッパ的な受け入れ（これはよく「人権重視のレジーム」と言われる）の形骸化がこのまま進んでよいのかと、各方面に訴えています。

特定集団名指しての管理強化

そんななか、フランスで2010年、サルコジ政権の下で、防犯などを理由に国内にいるロマ（ジプシー）の強制送還が行われました（主な送還先はルーマニア）。この時には、ヨーロッパの他国からも非難が起これ、EUの首脳からも中止を求める意見が仏政府に寄せられます。特定の民族名を挙げてその犯罪性をうんぬんする非フランス的なやり方に、国内の市民、労働組合、一部政党人、知識人も反対の声を挙げました。この時私はフランスに滞在していて、市民たちの人権意識の反発のバネの力強さに久しぶりに接したとの感がありました。特定の民族を名指して非難し追放したといえ、史上知られたケースはほかならぬユダヤ人ですから、フランスのユダヤ人同盟などは進んで反対デモを組織し、そのデモには、パリだけでなく、地方都市でもぶつかりました。横断幕には「人種差別的・外国人排斥的な国の政策に対し、我々はノーと言う。歴史の教訓を忘れるな！」とあったのを印象ぶかく記憶しています。

最後にヨーロッパの移民問題に関連し、イスラームのことに一言しておきます。私はこの問題の専門ではありませんが、ヨーロッパとイスラームはかなり長い共存の歴史をもっています。特にイギリスとフランスはそれぞれの植民地支配との関係で、イスラームとの付き合いは長い。たとえばパリの中心部に、1926年竣工のパリモスクがあります。フランス政府の援助で建てられまして、様式も整い、非常に美しい。同モスクが造られたのは、第一次世界大戦の時にフランスの植民地、とりわけアルジェリアのムスリムがフランス兵として戦線に出、戦死者も数多く出しました。その貢献に感謝し、フランス在住ムスリムに報いるのだとして仏政府が建設をバックアップしたものです。

1980年代、イスラームの「可視化」と呼ばれる、モスクの増加、民族衣装着用、ラマダンの実践など目に付く現象が増えてきます。これは家族移民が増加することに伴う当然の現象で、それまでの単身男子の場合と異なり、信仰が家族ぐるみで復活してきます。こういう可視化をそのままイスラーム原理主義と結びつけるほどフランス市民は無知ではありません。しかしちょうどこの時期がイラン革命や、少し遅れてのサルマン・ラシュディ事件などと重なり、ジャーナリズムのなかに強引な関連づけを行う流れが出てきて、それに引きずられた面があります。フランスの移民のなかでイスラーム系と推定される外国人人口は、80年代には約150万人と、全外国人の半分を占めるにいたった。1989年9月に始まる「イスラム・スカーフ」事件は、複数のマグレブ系少女たちが公立中学にスカーフを着けて登校し、授業を受けようとして拒否されるという出来事でしたが、この女性たちの行為の背後に原理主義の台頭がある、といった証拠も曖昧な報道がなされました。

その後のことをみていると、確たる証拠のないまま「イスラームの脅威」を強調することで、政治的支持を伸ばそうとする勢力があることは確かなようです。これはフランスにとどまらず北欧などにもみられる現象です。労働移民として移動する人々は一般に宗教的には伝統的または穏健な人々です。にもかかわらず、ムスリムというと一緒にくたにし、年端もいかない移民の娘たちの行動にも烙印を押してしまうのは理不尽です。確かに、敬虔なムスリムにとり政教分離、あるいは非宗教性（ライシテ）というフランスの原則に適應するのはそう簡単ではない。ここではスカーフを被っていてよろしい、あそこではだめ、とか、私立学校ではよいが、公立学校では不可とか……。



(パリの街頭にて)

それでも適應はだんだん進んできて、今ではライシテの原則への無理解は少なくなっている。外出の時にはスカーフを常用し、学校や職場などでもスカーフを取りたくないという女性が、多数ではないがいるのも事実です。ただし、ローティーンの女性徒の場合「親に命じられたから」という場合が多く、これを原理主義と関係づけるのは無理でしょう。一般に中学生の着用にそんな意味があるとは考えられません。

なお、ヨーロッパでは別の問題もあります。政教分離原則の弱いドイツ、イギリスや北欧などでイスラームのスカーフやニカブの問題にぶつかった時、どう扱えばよいか分からず、偏見にもとづき見当違いな反応が行われる恐れがあるかと思えます。この辺を私は特にフォローしていませんが、ドイツのメディアと国民の戸惑い、ノルウェーなど北欧の右翼政党の反応にそれを感じます。

6 デ・ファクトな移民国日本の問題点

最後に、比較の上で、日本における移民の受け入れやその施策の問題点につき、急ぎ考えるところを述べてみたい。日本は事実上の移民国になりつつあるというのは私の認識ですが、しかしそのことは一般に自覚されていず、人を受け入れていく政策や法制もこれに対応していないのが現状です。

1990年に日本では入管法が抜本改正されたのは周知の通りですが、それは、単純労働者（現業労働者）は受け入れないという原則を立てながら、実際には、代替の受け入れの道をつけたという特徴をもっています。それは日系人の優遇受け入れ、研修生の受け入れ拡大、さらに留学生などへの一定時間以下の資格外就労の許可などです。これらは法務省が省令で審査し発給する就労ビザではありませんから、労働条件もさまざまですが、上記三つで、ニューカマー外国人の40～50万人が就労してきたのではないかと思います。その非常に多くは非正規の雇用か、派遣という間接雇用下にあることはご存じの方も多いと思います。

欧米との違いは、現業労働に従事する外国人について、日本では大企業が直接雇用することはまれで、これはすでに述べた通りです。多くの場合下請企業が受け入れるわけですから、見えにくく、労働条件もよくわからない。国際的にはそう見られています。研修生については、安い手当で事実上働かせていて、これは労働者として処遇をしていない、という批判が国際的にありました。問題は以上の通りですが、なぜこうなってしまったのか。

おそらく一つの理由は、日本では大企業が外国人労働者受け入れを課題として考えなかった点にありましょう。大企業は支払い能力がありますから、労働者を日本人で固めることができる。このため大企業は外国人の受け入れを死活の利益の問題と考えないわけで、それが、欧米では厳しく言われた内外人の平等待遇といった原則が明確にされなかった理由ではないかと思うのです。また労働組合の影響力の小ささも、欧米との違いです。であればこそ、内外人平等の労働条件を実現するための労働行政の介入は必要でありましょう。

ところで、別の面をみると、にもかかわらず今日、日本では定住可能性の高い外国人のウェイトが高くなっています。特別永住者、一般永住者、定住者、日本人の配偶者等と、四つの在留資格で合計135万人になるわけで、全外国人登録者の63%が、定住可能性の高い人々によって占められる計算となります。この点ではヨーロッパと似てきています。例えば男女比等を見ても、日本では女性のほうが多い。たぶん中国人、フィリピン人など、日本人と結婚し定住する外国人女性が多いからでしょうが、ほかに、家族帯同が多い日系人の滞在長期化も挙げられましょう。先のリーマンショックでだいぶブラジルの人たちが帰国しましたが、今残っている人たちは定住していくのではないか。さらに留学→学位取得→日本企業への就職と、滞在を継続する、主にアジア系の高学歴者も増えています。

そこで何が問題かという点、ヨーロッパ諸国が進めているような移民統合政策が必要になっているにもかかわらず、これが不在または不整合にとどまっている点にありましょう。デ・ファクトな移民国と私が呼ぶ理由もそこにあります。統合政策を主に担当する省はどこなのかはつきりせず、権限は分散的で、セクショナリズムも強いです。

また少し視点を変えますと、日本の国籍法も問題で、これはどうみても非移民国型です。ここで

は、計画的に外から人を受け入れる政策をもつ国というよりは、もう少しゆるやかに、人々が定住していく可能性のある国のことを「移民国」と呼びます。そうであっても、定住に対応できる、開かれた市民権を定めた法制度があるべきです。ところが、そうっていない。国籍法が血統主義一本であること、重国籍が認められないことがそれで、このためでしょうか、国籍取得がフランスやドイツの十分の一以下にすぎません。日本人と結婚したアジア人女性は必ずしも帰化しません。帰化しても、言葉や容貌から「日本人」と認めてくれないからと言う人もいます。また帰化したいが、国籍を離脱しなければいけないから決断できないという人も多い。

なぜ国籍取得の道を、重国籍を認めて広く開いたほうがよいか。少しお考えになれば、分かると思います。日本人との結婚に限らず、なんらかの理由で日本に定住する外国人は、日本のなかで市民としてのあらゆる権利を行使できるし、他方自分のアイデンティティを無理に変えなくとも済み、より主体的に生きることもできるようになるからです。余談ですが、将来、日本の人口は今より1,000万人、2,000万人のオーダーで減るなどと言われていて、外国人の受け入れでこれに対応しようとする考えもあるようですが、今の国籍法では困難が多いでしょう。血統主義で、重国籍が認められない。そこで、100%日本人にならないと、受け入れてくれないということになります。これでは、将来の少子化への対応も難しいのではないのでしょうか。すでに述べたようにドイツは1999年に出生地主義を国籍法に導入しました。またヨーロッパの多くの国は重国籍を認めている。こういうことを日本でも考えなければいけないだろうと思います。

最後に個別の一分野の問題に触れることをお許してください。定住へのきざしをみせる外国人の子どもたちへの教育については、施策がいちばん不十分だろうと思っています。日本語を習得することはもちろん必要ですが、これは彼らへの教育の必要条件であれ、十分条件ではないでしょう。外国人保護者たちは子どもの母語の喪失に危機感を持っている。日本の学校で勉強していると、いつの間にかポルトガル語もスペイン語も使えなくなってしまう、と。このためブラジル人学校に通わせるという場合もありますが、ここはまたポルトガル語だけの場ですから、日本語を学ぶ機会のない中途半端な状態に子どもたちを置いてしまう（ブラジル人学校は愛知県や静岡県にかなりある）。日本の学校で、彼らの継承語・継承文化の教育も組みこんだ、より多文化的な教育を準備することは必要ではないのか、と強く思います。

そもそも今日いわれている外国人との「多文化共生」とは、彼らの日本文化への適応を促すことに尽きるのかという疑問があります。日本語をしっかりと教えましょう、あるいは分からない人のためには通訳をしましょうという形で、日本語対応には力を入れていますけれども、多文化共生はそれでよいのか、ということですね。

時間を超過したようです。話があまりまとまりのないものとなり、申し訳ありませんでした。ご清聴、ありがとうございました。

（みやじま・たかし お茶の水女子大学名誉教授）

<後記>2012年5月のフランス大統領選挙でフランソワ・オランド（社会党）が当選し、政権交代が起きました。

講演で触れたフランスの移民政策の現況は主にサルコジ前大統領の下でのそれであり、新政権下で当然変化が起こると思われまます。ただ現在それはまだ明らかになっていません（2012年5月31日）。